

福島県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金の支給要件等について

接種期間	第8期 (R4. 8. 7~R4. 10. 1)	第9期 (R4. 10. 2~R. 4. 12. 3)	第10期 (R4. 12. 4~R5. 2. 4)	第11期 (R5. 2. 5~R5. 3. 31)
診療所	①週 100 回以上の個別接種を支給対象期間内に4週間以上行った場合 接種回数あたり 2,000 円	①週 100 回以上の個別接種を支給対象期間内に4週間以上行った場合 追加要件 <u>それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。</u>	+	
	②週 150 回以上の個別接種を支給対象期間内に4週間以上行った場合 接種回数あたり 3,000 円	②週 150 回以上の個別接種を支給対象期間内に4週間以上行った場合 追加要件 <u>それぞれの1週間のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。</u>	+	
	③50 回以上/日の個別接種を支給対象期間内に行った場合 1日あたり 10 万円	③50 回以上/日の個別接種を支給対象期間内に行った場合 追加要件 <u>接種を行ったその日に時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。</u>	+	
病院	④50 回以上/日の個別接種を支給対象期間内に行った場合 1日あたり 10 万円	④50 回以上/日の個別接種を支給対象期間内に行った場合 追加要件 + <u>接種を行ったその日に時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること。</u>	令和4年12月1日以降は 支給対象外	
	⑤特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に接種のための特別な人員体制を確保した場合）であって、50 回以上/日の個別接種を週 1 日以上達成する週が、支給対象期間内に4週間以上あった場合 医師 1 人 1 時間あたり 7,500 円 看護師等 1 人 1 時間あたり 2,760 円			

「時間外、夜間または休日」の考え方について

時間外：医療機関で標榜する診療時間以外の時間

夜 間：18時以降（医療機関で標榜する診療時間を問わず）

休 日：土曜日、日曜日、祝日（12/29~1/3 を含む）（医療機関で標榜する診療時間を問わず）